

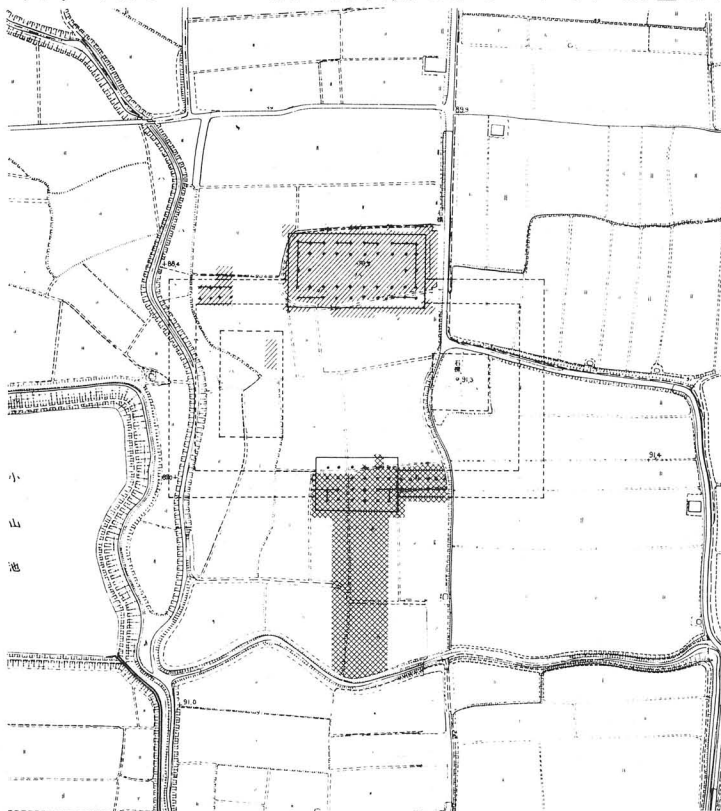
大官大寺第2次の調査

(昭和50年5月～昭和51年1月)

講堂跡の調査(第1次)に続き、今年度は、中門・南面回廊と寺域南限を確定するための調査をおこなった。

調査は、中門・南門が地上に痕跡をとどめていないため、講堂跡の南約80mにある畦畔から、その南約90mの位置を西流する農業用水路までの間を、幅24mにわたって全面発掘し、中門跡を確認した時点で回廊側に拡張して実施した。調査の結果、中門跡とこれにとりつく南面回廊跡の他、井戸、建物跡等、大官大寺造営前の遺構を検出した。

〔中門跡〕 中門SB400は、講堂心から南約85.5mにあり、平面は5×3間で桁行総長約23.8m(79尺)、梁間総長が約12.6m(42尺)の巨大な門である。中門は火災にあって焼けた状況を示しており、基壇まわりには焼土や焼瓦の堆



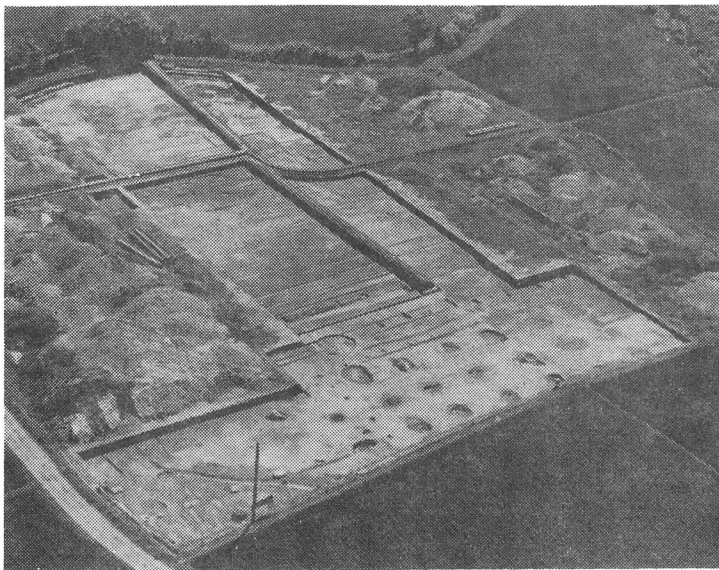
積がみられた。全体に攪乱や削平が著しく、基壇の残りはよくない。基壇の築成に際しては、まず東南から西北に傾斜する旧地形を、回廊予定地を含めた広い範囲にわたって削平・盛土して整地することからは始めている。この時、基壇の西南隅外側には瓦片などを投げこんでいる。この整地の後に弥生武土器などを

包含する黒灰色粘土・黒褐色土を積んでおり、黒褐色土の一部には版築がみられた。基壇の四周には基壇化粧の痕跡がみられず、基壇の範囲は黒褐色土の拡がりによって推定するにとどまる。なお、掘込地業は認められなかった。

礎石は1カ所を除いてほかは抜き取られていた。残っている1カ所も打ち割られて穴に陥しこまれたもので原位置を保っていない。これらは比較的近年に抜き取られたらしく、抜き穴には床土の一部が入っていた。北側柱列については調査区の北に隣接するトレンチを入れて、3個所の抜き穴を確認したので梁行3間分、計21カ所を検出したことになる。

柱間は桁行中央の3間が約5.1m（17尺）で、両端間と梁行方向の各柱間が約4.2m（14尺）である。抜き穴の底には、根石と花崗岩礎石の据えつけ痕跡が遺存していた。礎石据えつけ痕跡の底面のレベルはほぼ一定であるので、回廊礎石や、抜き取られて近くに転がされていた礎石の大きさから推測すれば、中門の礎石高は後述の回廊礎石より10～20cm程高かったものと思われる。そうすると、中門の基壇は30～40cm程削平された勘定になる。礎石は基壇築成の途中に掘形を穿って据え付け、さらに基壇を積み足している。基壇のまわりに階段や雨落溝などの施設は認められなかった。

基壇上には小さな掘形の足場穴 SX101がある。足場穴は、基壇の南及び東辺



のものについて検出したが、それらは焼けて内部に炭化物と焼瓦が混入していた。足場穴の配置は藤原宮北面中門跡や法隆寺大講堂などの例では、桁行・梁行ともに各柱筋の中間に位置しているが、本例では桁行方向のみは柱筋にも足場穴がある。

調査地全景（北東から）

これは構造の違いというより中門の桁行が17尺もあったため、中間につなぎの柱を立てたためと考えられる。足場穴の断面観察によれば掘形はすくなくとも遺構検出面から掘りこんでおり、柱痕跡もみられるので、足場は基壇の築成がほぼ出来上った時点で立てられ、しかも立てられたままの状態で焼けたものと推定される。



礎石抜取穴と足場穴（東から）

なお、中門心と講堂心とを結ぶ中軸線は、方眼北に対し西に約16'振れている。

講堂跡の調査と同様に、今回も建物の部材が地上に落下した痕跡を検出した。中門南側柱列から南7mの付近には多量の焼土、焼瓦、炭化物が推積し、これをとりのぞいた直下で、周囲が強く焼けた穴SX105を検出した。長さ1～1.5m幅0.4～0.7mの不整形の穴で、足場穴とはちがって柱の立った様子がなく袋状を呈するため木材がかなりの角度で突き刺ったものと判断した。これは講堂跡の軒垂木落下痕跡と似ているが、それより一まわり大きく、尾垂木あるいは肘木など組物の一部である可能性が高い。尾垂木痕跡と考える一例は、木口断面が縦約34cm、横約20cmをはかり、肘木の可能性のあるものは、旧形をとどめる面が縦横とも約20cmをはかる。

これら部材の痕跡は柱通り以外のところでも検出され、柱数に比べ数量が多い。また梁間が3間と広いこともあって中門は重層構造であったことを示唆している。また尾垂木の存在から、組物は三手先とみなされよう。

中門から南約12m離れて東西溝SD106がある。東西約24mを発掘したが、東西両方向とも発掘区域外に続く。幅約1m、深さ0.5～0.6mで水の流れた形跡はない。溝底には多量の炭化材、焼土、完形の瓦、鉄釘などが雑然と堆積していた。

中門基壇の前面、南側柱から約3.9mのところに東西溝SD108がある。基壇に平行し、約34mを確認した。幅約1.2m、深さ0.4～0.5mである。また、

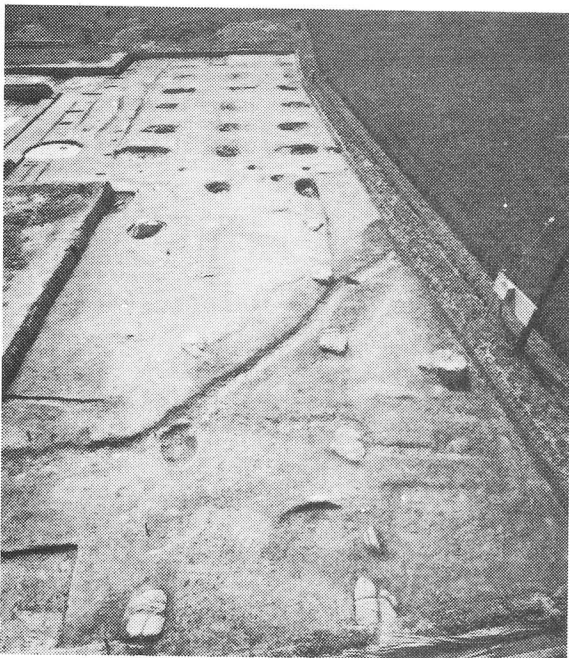
この北側で、東西溝 SD107を一部検出した。両溝とも中門造営時の整地土を切って掘られているが、中門焼失時には埋没している。中門造営に関係した溝である可能性がある。

なお、中門の南面に参道とみなし得る施設はなかった。

以上の結果からみて、中門は造営の途次に焼失したものと推測され、そのために、基壇化粧や雨落溝が存在しないといったような不完全な状態を留めていると考えられよう。焼けた後に再建を企てた証拠は全くない。

〔回廊跡〕 中門にとりつく南面回廊SC053は中門跡の確認に続いて調査を実施した。中門から東の農道までの間を東西約24 m、南北約12 mにわたって発掘し、南面東回廊を検出した。回廊は単廊で、6間分（約24 m）を検出した。回廊も中門と同様、火災を受け、床面の一部には焼面をとどめていた。また、一部の側柱間には焼け落ちた壁土も残っていた。基壇は一部に中門基壇と同じ黒褐色土を積んでいる。基壇の高さは0.2 mである。

礎石は9個所が原位置を保っていた。石質はいずれも花崗岩である。風化が著しく、造出の有無は不明である。



中門と回廊（東から）

柱間は、桁行が中門取付き部のみ約5.1 m（17尺）、他は約3.9 m（13尺）等間になり、梁間は約4.2 m（14尺）で、中門の中央間に柱筋を揃えて取付く。回廊の東西軸線の方角は、方眼東西にほぼ一致する。

礎石の据え付けや基壇土を築成する際の手順は中門の場合と同様である。基壇面はほぼ水平に施工している。礎石上面は基壇面より0.1 m程高い。

基壇の周囲には化粧の痕跡がな

く、雨落溝もないので基壇幅を正確に計測し難いが、基壇の断面観察では、内側柱礎石から発掘区北壁まで約3 mの間には基壇土が通っている。この数値に梁間寸法を加え、南に折りかえすと約10 mになる。これは前年度に調査した北面回廊の基壇幅約10.5 mとほぼ同じであるから、この場合も約10 mの基壇幅とみてよいだろう。ただ、単廊で幅が10 mの基壇というのは例がなく、現状では軒出を3 m(10尺)以上みなければならない。しかし、梁間寸法(4.2 m・14尺)からみると軒出が過大であり、構造的には無理といわざるを得ない。したがって、基壇の現状は、基壇を切って基壇化粧と雨落溝を施工する以前の状況を示すものと考えるのが妥当であろう。

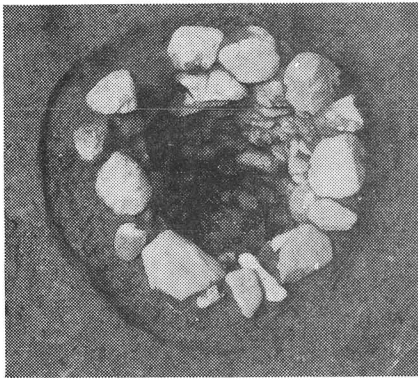
中門と回廊の取付き部は削平されているが、この部分の礎石が抜き取られていることからみれば、この部分が緩い登廊になっていた可能性がある。

この様に、整地の状況や基壇築成、柱の並びなどからみて回廊は中門の造営と一連の仕事として施工され、同じく未完成の段階で焼けたものと思われる。

〔南門跡〕 南門跡は当初、奈良時代寺院の例からみて、中門心から約30 m(100尺)、あるいは45 m(150尺)の付近にあるものと想定した。特に45 m(150尺)の付近には小さな用水路と畦畔が東西方向に走っているので、これを寺城南限の築地跡であろうと考えていた。床土を除いた結果、この付近は周囲より若干高く、礫が多く散っているうえに凝灰岩片や瓦片も散布していたので、その可能性が高いものと予想した。

しかし、調査を進めた結果、基壇や礎石あるいは、礎石抜取穴、基壇化粧、築地など南門に関連する遺構は見当らなかった。つまり、当初基壇かと考えた礫の散布はこの付近の基層を成している礫層が、たまたまこの地点で隆起していたために基壇状の高まりとして見えたものであり、基壇化粧の残りともた凝灰岩片は瓦片を含んでいて、攪乱によって広範囲に散っているに過ぎないことがわかった。そこで、南門がさらに南にある可能性も考え、中門から約60 m(200尺)にある旧河床SD150までの地域について精査したが、7世紀後半の土器を伴う土壌や掘立柱建物跡を検出するにとどまった。

以上の結果からすると、南門は、痕跡をとどめないまでに削平を受けたのか



SE135

旧河床 SD150の位置にあったものが後世流出したか、あるいは中門・回廊が未完成であったことからみて南門は造営にまで至らなかったのか等々、種々の推測が可能である。さらにまた、未発掘の畦畔の直下に小規模な門を想定することも不可能とはいえず、問題を今後に残している。

〔下層遺構〕 南門の探索や中門基壇の築成状態の調査に伴って下層遺構を検出した。検出した遺構は掘立柱建物 2, 柵 2, 井戸 2, 溝 8, 土壇 3 などである。いずれも 7 世紀中頃から後半の土器を伴う。遺構の重複によって 2 期に分けられる。

SB125は 4 間×3 間の南北棟の掘立柱建物である。柱間は 2.2 m, 南妻と東側柱は溝 SD140・108に壊されている。SB130は東西棟の掘立柱建物で、東妻を確認した。柱間は 2.3 m 等間。SA126は 4 間の南北の掘立柱柵である。おそらく SB125の目隠塀であろう。SE116は中門基壇下層で検出した乱石積の井戸である。中門の建設によって上部が破壊されている。この種の井戸では最古の例である。SE135も SE116同様の井戸である。東西溝 SD140は長さ 20 m 以上で、溝内から多量の土器とともに川原寺創建軒丸瓦が出土した。土壇 SK121は一部を検出するにとどまったが、埋土から黄緑色がかった緑釉陶器片が出土した。この他、SK120は方約 1.2 m の掘形であるが、一部分の検出にとどまり、性格は不明である。

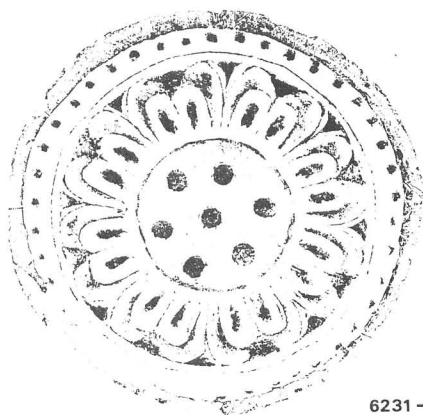
以上、下層遺構は調査範囲が限られたため全貌を把握するには至らなかった。今後の調査が待たれよう。

〔出土遺物〕 瓦埴類, 土器類, 金属製品などがある。

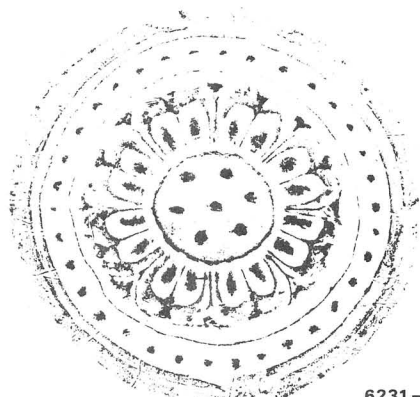
瓦は遺物の中で最も多く、発掘区全域にわ

軒瓦	調査次数		1 次	2 次
6231	A		93 点	3 点
"	B		14	28
"	C		15	14
"	不明 (BかC)		13	173
6661	A		244 点	1 点
"	B		29	115
"	C		0	3
"	不明 (BかC)		0	99

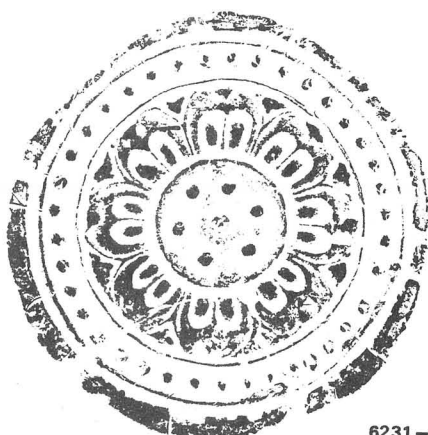
軒瓦出土点数 (中間集計)



6231-A

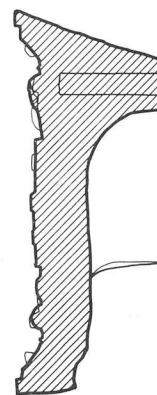
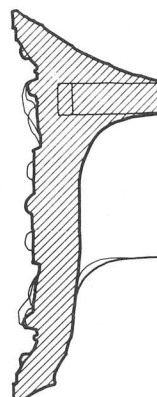
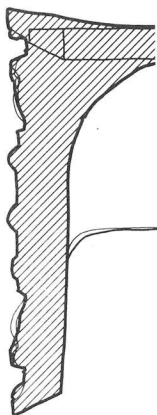


6231-B



6231-C

軒丸瓦6231型式 (縮尺 4分の1)



たって出土したが、特に中門・回廊の周囲には集中しており、ここでは焼けてコークス状になった瓦も出土している。しかし溝に堆積したものなどを除いては大多数が打ち割られ小片となっていた。

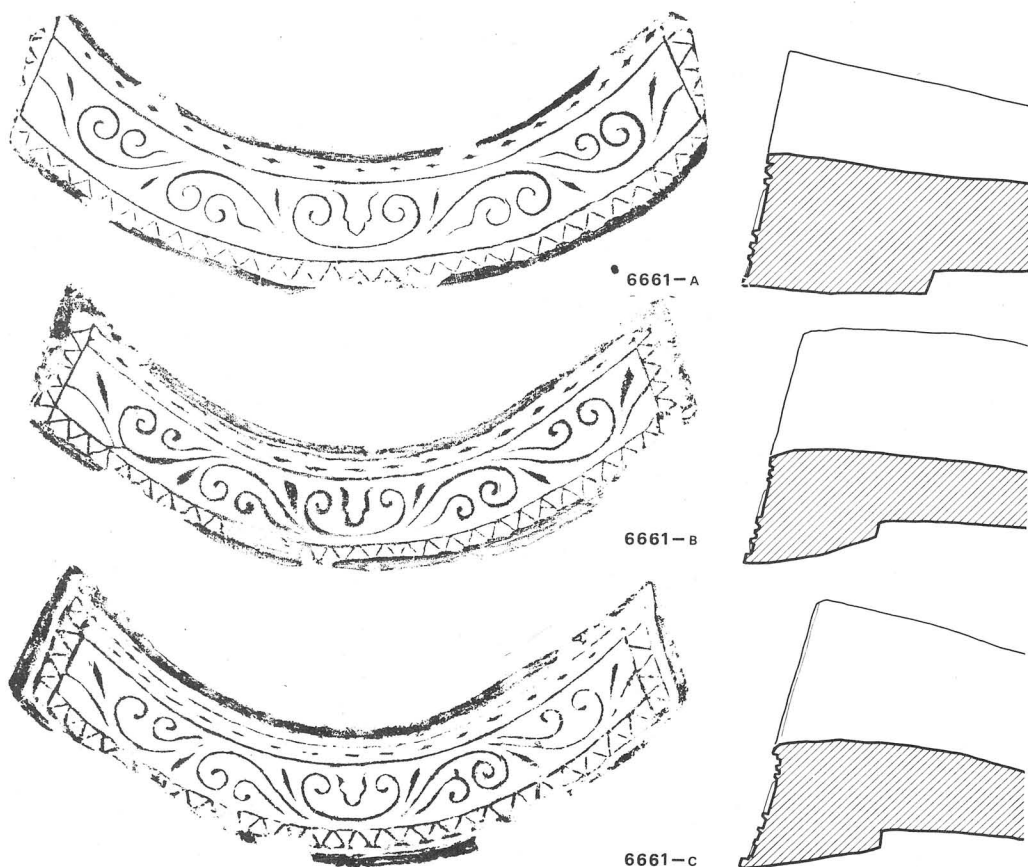
軒瓦の種類は第1次調査と同じく大官大寺式の軒丸瓦

6231型式、軒平瓦6661型式が主で、2点だけ他の複弁軒丸瓦がある。うち1点は川原寺創建瓦(601A)で面違い鋸歯文が幅広く、瓦当裏面を中くぼみに作っている。大官大寺式はこれまで出土した軒丸瓦6231A・B・C、軒平瓦6661A・Bに加えて新たに6661Cが出土した。6661CはAと同じく粘土板桶巻づくりで、顎は比較的厚手の段顎になり、全体に入念な作りである。

この他、6661Bには第1次

調査ではみられなかった顎が薄く、小さく雑な作りのものがみられる。

このたびの調査では、講堂と中門・回廊とでは所用の瓦が異なることが明確になった。この決め手となったのは軒瓦の出土状態である。表に第1次・2次調査の中間集計を示した。このうち「不明」としているのは、6231のBと



軒平瓦6661型式（縮尺4分の1）

C, 6661 のBとCのいずれか判別の難しいものである。この出土状態で明らかなように、第1次と第2次調査とでは軒丸瓦 6231AとB・C, 軒平瓦 6661AとBの間の数量の比率が逆転している。さらに第1次調査の結果を検討すると、6231のAとB・C, 6661のAとBは分布が違い、講堂と回廊が接続する部分からは両者が出土するが、講堂の周囲は6231A-6661Aに限られる。従って6231A-6661Aは講堂所用瓦であり、6231B・C-6661Bは中門・回廊所用瓦であるとする。6661Cは今回の調査で初めて出土し、確実に型式認定できる例が少ないが、中門・回廊以外の建物で使われた可能性もある。これについては今後の検討を要する。

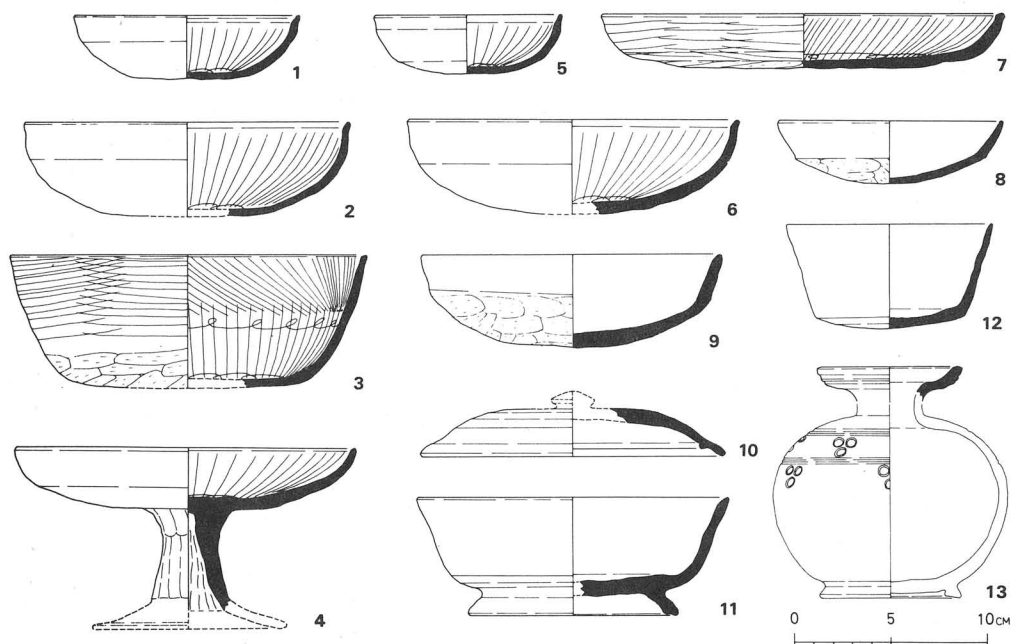
次に、講堂所用瓦と中門・回廊所用瓦の間には製作技法上時期差と考え得る差異がある。ここでは製作技法がわかりやすい軒丸瓦を例にとって述べよう。

軒丸瓦 6231Aは瓦当と丸瓦の接合に際し次のような工程をとっている。つまり①瓦当裏面に丸瓦接合用の溝をつける。②丸瓦凹面端縁を面どりする。③丸瓦部端面に数箇所V字形の削りこみをいれる。④丸瓦部の両面先端に刻線をいれる。⑤瓦当部と丸瓦部を接合する。

6231Aは多くの場合、①から⑤までの工程を経て接合している。これに対しB・Cでは、①から⑤までの工程を経るものは少なく、②や③がなかったり、あるいは②～④が省略されているものがめだつ。このように接合技法上AとB・Cは密接な関係があるにもかかわらず、後者に工程の省略あるいは簡略化が著しいことは講堂の造営におくれて回廊が着工されたという事実とあわせて、両者の所用瓦に時期差があることを示唆するものといえよう。

土器類は発掘区全体に散布していたが、その多くは下層遺構から出土した。ここではSE116, SK121, SK136出土の土器についてとりあげる。

中門基壇下層のSE116からは土師器杯A・C・D, 甕B, 須恵器杯A, 蓋, 皿などが出土した。SK121からは土師器杯A・B・C・D, 皿A・B, 蓋, 甕A・B, 甗, 須恵器杯A・B, 蓋, 皿B, 短頸壺, 長頸壺, 平瓶および緑釉の



大官大寺下層遺構出土土器（縮尺 4 分の 1）（1～3：SE116, 4：中門基壇築成土, 5～13：SK121）

壺口縁部が出土した。緑釉の壺は黄緑色を呈し、口径 7.8 cm を測る。

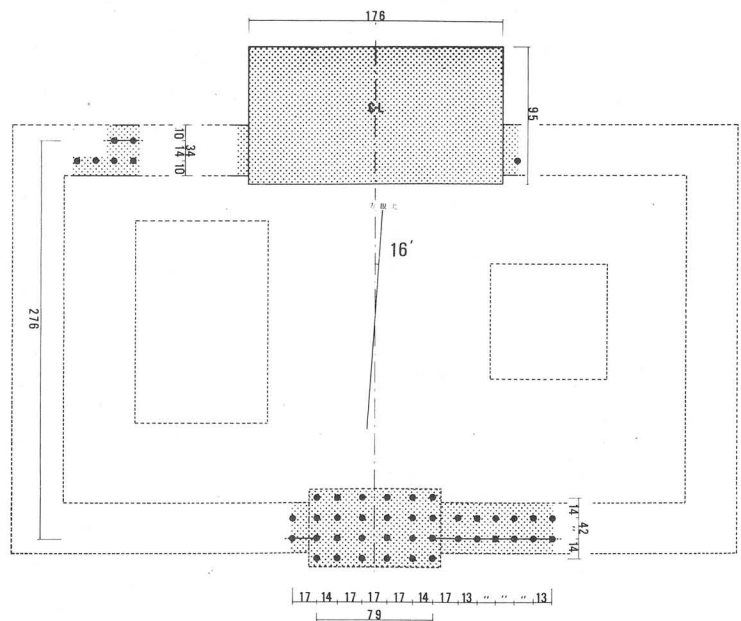
これらの遺構出土土器は 7 世紀第Ⅱ四半期の坂田寺 SG100 と、7 世紀第Ⅳ四半期の雷丘東方遺跡 SD110 の間、すなわち、7 世紀の第Ⅲ四半期に位置づけられる。また SK136 からは、この雷丘東方遺跡 SD110 様式平行の土器が出土している。また、中門基壇築成土からは、藤原宮内で検出した藤原宮造営前の道路の側溝 SD1070, 1080 などの土器群に類似した土師器が出土している。

〔まとめ〕 二度の調査によって、大官大寺についていくつかの問題が明らかになり、新たな知見も得られた。以下、簡単に触れておこう。

今回は中門と南面回廊を確認したが、南門は不明であった。中門は 5×3 間の桁行 23.8 m (79 尺)、梁間 12.6 m (42 尺) の門で、その規模と組物の落下痕跡から三手先組物を用いた重層建築と考えられる。回廊の南北長は北面回廊北柱列と南面回廊南柱列間で約 83 m (276 尺) を測り、回廊東西長は 100 m 以上に復原できる。

中門および回廊は一連の仕事として施工され、完成をまたずして焼失している。その後比較的はやい時期にあとかたづけがなされたようであるが、再建を示す痕跡は認められなかった。

中門・回廊の建造時期は講堂よりおくれるとみられるが、これは講堂基壇築成後に回廊の造営を行っていること、中門周辺の整地層中に瓦を含むこと、また中門・回廊が未完成だったこと、あるいは講堂所用瓦と中門・回廊所用瓦の技法に差が



伽藍配置復原図 (数字：尺)

あることなどの諸点から明らかである。

次に、南門は確認できなかったが、仮に南門が未建であったとしても、寺域の南限を画す何らかの施設がなければならず、その点を含めた検討が今後必要である。

今回得た中門・講堂の伽藍中軸線は、藤原京条坊との関係で興味ある問題を提示している。大官大寺は、薬師寺とならぶ官寺として藤原京の東西に配置されたと考えられているが、大官大寺の伽藍が正しく条坊に則っているかどうかは、条坊施工時期と伽藍建立時期との関係から重要な意味をもってくる。藤原京の条坊は岸 俊男氏によって復原されているが、今回得た伽藍中軸線は岸氏の復原による十条四坊の南北中軸線と正しくは一致しない。これは岸氏の復原案の前提条件に問題があるのか、あるいは、条坊の施工と伽藍建立の時期に差があったことを示すのか問題になる。最近の調査によれば、条坊の基準線は真北ではなく、西偏していることが明らかとなり、この角度は藤原宮の中軸線では、方眼北に対して $26^{\circ}30''$ という数値が得られている。ただし、この数値をもとに条坊を復原した場合でも、伽藍中軸線と条坊中軸線が一致するとは断言できない。ことに、伽藍中軸線の振れは、方眼北に対して約 16° で藤原宮の中軸線とはかなり差があるのに対し、中ツ道と同じく藤原京条坊の基準とされる下ツ道の平城京内での、方眼北に対する振れ約 17° と類似している といったように単純には解釈できない点もある。

大官大寺の伽藍中軸線や、藤原京の条坊については、基準になったとされる中ツ道の位置が問題解決の緒口を握っていると考えられるが、これについては今後の調査の進展に委ねたい。

図面の座標

当調査部では、遺跡の実測にあたって、国土調査法による第6座標系を基準としている。本概報の図面に記入してある座標もこれによっている。例えば藤原宮大極殿基壇の東南にあるベンチマークの座標は、

$$X = -166,508.84 \quad Y = -17,404.92$$

である。ただし図面ではX、Yおよび－を省略してある。